



子どもは、自らの意思で受動喫煙を避けることが出来ません。
住居、自動車、学校、通学路、公園、病院など、子どもが利用するあらゆる場所で
受動喫煙をさせないように努めましょう。

「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」

大阪市健康局

デザイン協力

O-HARA

大阪情報ITクリエイター専門学校 花見はる